

配当還元方式による自社株対策 ～親族外の者へ移転する～ その5

今回から「配当還元方式による自社株対策」をシリーズで解説しています。今回は、同族株主以外の株主が取得する場合には、「特例的評価方式」によって評価されることから、後継者が親族外（同族株主以外）であるときの留意点などについて解説します。

1. 後継者が親族外の会社役員の場合

後継者が親族外で、その会社の役員である場合も少なくありません。この場合には、一定の株式の譲渡又は贈与に当たっては、「特例的評価方式（配当還元価額）」によって譲渡等を行うことができます。

【設例】
1. A社の概要

- ① 発行済株式総数 10,000株
- ② 株主 甲8,000株、甲の妻500株、乙（A社役員、甲の親族ではない）1,500株
- ③ 原則的評価方式による株価 5,000円/株、配当還元価額 400円/株

2. 株式の譲渡 甲は、親族に後継者が不在であることから、A社の役員である乙を後継者に指名し、A社株式をできるだけ安く譲渡してやりたいと考えている。

3. 配当還元価額による譲渡

株主	現状の所有株式数	譲渡株式数	譲渡後の株式数	譲渡後の株式の評価方法
甲	8,000	△3,499	4,501	原則的評価方式
甲の妻	500	—	500	原則的評価方式
乙	1,500	+3,499	4,999	特例的評価方式

この場合、譲渡後においても甲及び甲の妻が過半数の株式を保有していることから、甲及び甲の妻が同族株主と判定されます。しかし、乙は甲の親族ではないことから、乙が取得する3,499株は1株当たり400円（配当還元価額）以上で甲と売買すれば乙には贈与税が課されません。甲は譲渡した金額から取得費を控除した金額に対して、分離課税として20.315%の譲渡所得税が課されます。

2. 親族外の顧問税理士などへ譲渡する

親族外の者であれば、株式は特例的評価方式による価額で譲渡等を行うことができます。

その場合、最も信頼関係が強い相手先の一つとして、顧問税理士などが考えられます。会社の経営や事業承継等について日頃から相談し、信頼関係が構築されているのであれば株式の受け皿として適任かと思えます。

【設例】
1. B社の概要

- ① 発行済株式総数 10,000株
- ② 株主 甲5,500株、乙（A社後継者、甲の親族ではない）3,500株、その他少数株主1,000株
- ③ 原則的評価方式による株価 5,000円/株、配当還元価額 400円/株

2. 株式の譲渡 甲は、相続人がB社の経営に関わる予定がないことから、B社の顧問税理士丙（甲及び乙の親族ではない）にB社株式2,501株を譲渡した。

3. 配当還元価額による譲渡

株主	現状の所有株式数	譲渡株式数	譲渡後の株式数	譲渡後の株式の評価方法
甲	5,500	△2,501	2,999	特例的評価方式
乙	3,500	—	3,500	原則的評価方式
少数株主	1,000	—	1,000	特例的評価方式
税理士丙	—	2,501	2,501	特例的評価方式

この場合、譲渡後は乙が30%以上の議決権を有していることから、乙が同族株主と判定されます。甲から株式の譲渡を受けた税理士丙は甲及び乙の親族ではないことから、丙が取得する2,501株は1株当たり400円（配当還元価額）以上で甲と売買すれば丙には贈与税が課されません。甲は譲渡した金額から取得費を控除した金額に対して、分離課税として20.315%の譲渡所得税が課されます。甲は株式譲渡後においても、顧問税理士との絶大な信頼関係を基に、会社の重要な事項について丙が甲に協力すると過半数の議決権を確保することができます。（文責：山本和義）